

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会の行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類及び基準)

第2条 個人及び団体等で、次の各号のいずれかに該当する者には、感謝状を交付して表彰する。

- (1) 社会福祉の増進又は社会福祉協議会の事業に顕著な功績があった者
- (2) 多額の私財を寄附し功績顕著な者
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて表彰することを適当と認める者

2 職員の表彰は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則並びに社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則に基づきこれを行う。

### (交付金品)

第3条 表彰は、感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うことができる。

### (名簿の作成保存)

第4条 第2条に規定する表彰を受けたものの氏名、その他必要な事項は表彰者名簿に登録し、永久保存するものとする。

### (追彰)

第5条 表彰は、故人に対しても行うことができる。この場合において、感謝状又は交付金品は、その遺族に交付するものとする。

### (表彰期日)

第6条 第2条の規定による表彰は、原則として千曲市社会福祉大会に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

### (感謝状を交付して行う表彰の選考)

第7条 第2条の規定による表彰を受ける者は、表彰審査委員会の意見を聴いて会長が決定するものとする。

(H25.4 改正第2号)

- 2 表彰審査委員会は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）副会長、社協事務局長、社協事務局次長、千曲市社会福祉協議会支部長会長及び副会長並びに千曲市健康福祉部福祉課長をもって構成する。
- 3 表彰審査委員会に委員長を置き、副会長をもって充てる。
- 4 委員長及び委員は、自己又はその3親等内の親族及び配偶者に係る表彰審査委員会に参画することができない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。